

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 16 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシダコウギョウカブシキガイシャ 吉田工業株式会社
 住所 〒610-0357 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
 代表者氏名 フリガナ ダイョウトリシマリヤク カイバラ ナガミ 代表取締役 開原 菜稲美
 電話番号 0774-63-6316
 FAX番号 0774-62-7212
 メールアドレス info@yoshida-k.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3年 7月 16日

届出者

氏名又は名称 ヨシタ コウギ ヨウカフ シキカ イシャ 吉田工業株式会社
住 所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
代表者氏名 代表取締役 カイハラ ナホミ 開原 菜稲美

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>ヨシタ コウギ ヨウカフ シキカ イシャ</small> 吉田工業株式会社		
住 所	京都府京田辺市山手東一丁目6番地2		
フリガナ 代表者の氏名	<small>カイハラ ナホミ</small> 代表取締役 開原 菜稲美		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) 役員の氏名		<small>取締役</small> 開原 菜稲美 <small>取締役</small> 開原 菅雄 <small>取締役</small> 吉田 勝秀	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3年 7月 16日

申請者

氏名又は名称 吉田工業株式会社
住 所 京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
代表者氏名 代表取締役 開原 菜稲美

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
吉田工業株式会社

会社法人等番号	1300-01-038888	
商号	吉田工業株式会社	
本店	京都府八幡市八幡三反長23番地	
	京都府京田辺市山手東一丁目6番地2	平成9年5月20日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和44年2月10日	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 1. <u>土木建設配管工事</u> 2. <u>宅地造成工事</u> 3. <u>舗装工事</u> 4. <u>建築業</u> 5. <u>不動産管理業</u> 6. <u>不動産売買業及び仲介業</u> 7. <u>不動産貸付業</u> 8. <u>旅館業</u> 9. <u>水道施設工事業、上下水道工事業</u> 10. <u>管工事業</u> 11. <u>給排水設備工事業</u> 12. <u>衛生設備工事業</u> 13. <u>空調設備工事業</u> 14. <u>消火栓設備工事業</u> 15. <u>産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分</u> 16. <u>貯水槽及び受水槽の保守点検並びに清掃業務</u> 17. <u>上下水道配管の清掃業</u> 18. <u>除草作業</u> 19. <u>建設資材の販売及び卸</u> 20. <u>上下水道用資材の販売及び卸</u> 21. <u>清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する業務</u> 22. <u>道路清掃業</u> 23. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> <p style="text-align: right;">平成23年10月17日変更 平成23年12月6日登記</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 土木建設配管工事 2. 宅地造成工事 3. 舗装工事 4. 建築業 5. 不動産管理業 	

	6. 不動産貸付業 7. 水道施設工事業、上下水道工事業 8. 管工事業 9. 給排水設備工事業 10. 衛生設備工事業 11. 空調設備工事業 12. 消火栓設備工事業 13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び処分 14. 貯水槽及び受水槽の保守点検並びに清掃業務 15. 上下水道配管の清掃業 16. 除草作業 17. 建設資材の販売及び卸 18. 上下水道用資材の販売及び卸 19. 清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する業務 20. 道路清掃業 21. 前各号に附帯関連する一切の事業 令和 3年 6月 1日変更 令和 3年 6月 1日登記	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 19万6000株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金9800万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するときは取締役会の承認を受けなければならない</u>	
	当会社の株式を譲渡するときは、当会社の承認を受けなければならない 平成31年 3月 1日変更 平成31年 3月 5日登記	
役員に関する事項	取締役 開原 菅 雄 ✓	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記
	取締役 開原 菜 穂 美 ✓	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記
	取締役 吉田 勝 秀 ✓	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記

	京都府八幡市八幡五反田26番地の1 代表取締役 開原 菜穂 美	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記	
	京都府八幡市八幡軸47番地の5 代表取締役 吉田 勝 秀	平成25年10月25日重任 平成25年11月27日登記	
		令和 2年 2月 4日辞任	
		令和 2年 2月 4日登記	
	監査役 吉田 敬 子	平成27年11月 1日就任 平成27年11月 2日登記	
		平成31年 3月 1日退任	
		平成31年 3月 5日登記	
	支 店	1 京都府八幡市八幡三反長21番地5	平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
			平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
		2 京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字井手ノ元 30番1	平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
			平成27年11月 1日移転 平成27年11月 2日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
		平成31年 3月 1日廃止 平成31年 3月 5日登記	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
		平成31年 3月 1日廃止 平成31年 3月 5日登記	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月21日移記	

京都府京田辺市山手東一丁目6番地2
吉田工業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年 7月 9日

京都地方法務局宇治支局
登記官

谷 口 弘 美

